

【文書名】

○香川県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(平成 28 年香川県警察本部訓令第 3 号)

【概要】

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、香川県警察における警察官（警視正以上の階級にある警察官を除く。）及び警察官以外の職員の標準的な職を定めるとともに、同条第 1 項第 5 号の規定に基づき、当該職に係る標準職務遂行能力を定めたものである。